

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 書籍の予約販売と消費税

Q：私は、平成8年7月中に、月刊誌の1年間の購読契約をし、代金も全額支払うつもりですが、この場合、平成9年4月以降の雑誌についての消費税は何%になるのでしょうか。

A：経過措置が講じられていますので、消費税は3%のままです。

#### 【解説】

平成9年4月1日以降に譲渡する書籍等の予約販売では、平成8年10月1日前に不特定多数の者と定期的に継続して供給する契約を締結し、その譲渡対価を平成9年4月1日前に全額又は一部を領収した場合、その領収した部分については、消費税は3%のままとなります。

この場合の書籍等とは、週、月、季その他一定期間を単位としておおむね定期的に発行される雑誌等のことをいいます。

年1回刊行される年鑑、定期刊行物の別冊や臨時増刊号、特集号等については、必ずしも定期的に発行されるわけではなく、又、通常、指定発売日が定められていませんので、対象外とされます。

また、雑誌等で事業者が発行日を決めているもの、例えば、平成9年3月25日発行の週刊誌であれば、4月にその週刊誌を売買しても、消費税は3%となります。

